

D I P S 対応国土交通省電子許可承認申請講座

第12回 2018年 6月12日 13:30【火】

第13回 2018年 7月10日 13:30【火】

■講座のポイント

当協会では依然より国土交通省の「無人航空機飛行許可・承認書」の取得を推奨しております。

しかし、中には許可承認書を取得しないままドローンを飛行させている方や、取得はしているがその許可承認の範囲を超える飛行を行っている方も見うけられます。

こういった現状を踏まえまして、会員様に正しくドローンの飛行許可承認書を取得して頂くため、「許可承認申請書作成講座」を開催することに致しました。

講座ではドローンの許可承認申請書作成専門の行政書士の指導の下、**講座の時間内に「一定の条件」の申請書を作り上げ、即日申請**して頂ける内容となっております。

■講座概要

講義時間： 13:30から15:00ごろまで

作成申請書： 大阪航空局向け申請書（国土交通省ドローン基盤システムより申請します）

申請条件： ①メーカー：DJI社ドローンで

航空局指定「資料の一部を省略することができる無人航空機」であること

②機体数量：2機まで（シリアル番号必要）

③申請人数：3名まで

④許可承認：「人又は家屋の密集している地域の上空」

「人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行

「目視外飛行」※「夜間飛行」

受講料：15,000円（税別）

開講定員：2～6名（開催前日前まで予約要）

必要なもの：ノートパソコン・申請機体のシリアル番号・各申請者の住所、氏名
申請責任者の氏名・加入保険の名称

※「夜間飛行」の承認申請、4名以上の飛行（1人当たり）

機体3機以上（1機あたり）の申請、いずれも+2000円（税別）がかかります。

ただし、「認定証」の交付が条件となります。

一般財団法人

熊本県ドローン技術振興協会



みらい法務事務所

行政書士・Financial Planner

(財)熊本県ドローン技術振興協会

代表 096-289-6701

メール contact@kumamoto-drone.org

行政書士・FPみらい法務事務所

代表 096-200-1410

メール info@mirai-go-fp.net